

自転車通学許可申請について

まだまだ寒さの続くこの頃ですが、保護者の皆様にはお元気でお過ごしのことと拝察いたします。

さて、新入生の皆さんはこの春より湖東中学校へ通われるわけですが、本校の校区には鉄道、国道、旧国道などの主要道があり、ちょっとした心のゆるみで大事故につながる危険性があります。学校としては、交通事故等の未然防止に精一杯努めてまいります、ご家庭におかれましても交通安全に万全を期していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、自転車通学を希望される場合は、下記の事項をご確認ください。

記

- (1) 自転車通学許可規定をご確認ください。
- (2) 「自転車通学許可願」と「自転車点検・整備済証」（両方で1枚もの）は、3月25日（木）の新入生学用品販売日に体育館で提出してください。
- (3) 学用品販売で、ヘルメット・安全タスキの販売もしています。ご家庭に使用できるものがない場合は、購入をお願いします。
ヘルメット（校章入り）2,650円 安全タスキ205円
※ヘルメットの領収書は大切に保管してください。入学後補助金申請時に必要となります。
- (4) レインコートは、100円ショップ等でも入手可能です。
- (5) 自転車通学許可規定を守れない場合は、自転車通学の停止、または自転車通学許可を取り消すこともあります。（違反の都度、保護者宛の文書でお知らせします。）

自転車通学許可規定

1. 自転車通学許可範囲は、学校からの距離が **2.5 km以上**のところとする（ただし、身体的な理由で医師の証明がある場合はこの限りではない）。
2. 毎年度、自転車通学許可願を提出し、自転車通学許可を受ける。
3. 年1回4月に、自転車点検済証（自転車専門店で検査）を提出する。
4. 学校で定めた基準に合う自転車に乗る。
 - (1) 整備された自転車であること（ブレーキ・ライト等）。
 - (2) ハンドル（手で握る部分）の高さは、サドルよりも高くする。
 - (3) アップハンドル、ドロップハンドルは禁止とする。
 - (4) その他、正常でない型のもは許可しない。
 - (5) 湖東中自転車登録章（入学後に100円で販売）を、自転車の後部に貼り付ける。
5. 自転車に乗る時は、次のきまりを厳守する。
 - (1) ヘルメットを着用し、あごひもを締める（部活動のための登下校時も）。ヘルメットは古いものでも可（安全なもの・湖東中校章を貼る）。
 - (2) 安全タスキを着用する。
 - (3) 学校指定の通学路を利用して通学する。
 - (4) 二人乗り禁止、傘さし運転禁止など、自転車に関する交通ルールを守る。